

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きる翌日が休日は、その日を除く)

承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年九月十七日

鳥取県知事 片山 善博

目次

- ◇告示 保険医療機関等の指定(保険課)
 - 種畜証明書の交付(畜産課)
 - 土地改良区の役員の就退任(三件)(農村整備課)
 - 土地改良事業計画の変更の認可(タ)
 - 土地改良事業の認可(タ)
 - 保安林の指定予定(四件)(森林保全課)
 - 保安林の指定の解除予定(タ)
 - 公共測量の実施(二件)(管理課)
- △正誤 平成十一年八月三日付鳥取県告示第五百三号中訂正
平成十一年八月三日付鳥取県告示第五百五号中訂正

告示

鳥取県告示第五百九十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
産科・婦人科大石医院	鳥取市鍛治町五三	平成十一年九月一日
山崎内科医院	鳥取市立川町六丁目二五〇	タ
医療法人社団大覺寺クリニツク	鳥取市吉成二〇六一一	タ
医療法人勤誠会米子病院	米子市日原三一九一一	タ
米子医療生活協同組合米子診療所	米子市博労町三丁目八〇一一	タ
足立泌尿器科医院	米子市上後藤三丁目二十一〇	タ
医療法人社団菅村内科医院	米子市東福原一丁目四一六〇	タ
医療法人福永医院	米子市青谷町大字青谷四三〇六一一	タ
赤崎町国民健康保険赤崎診療所	氣高郡青谷町大字赤崎二九二〇一七四	タ
佐々木医院	東伯郡赤崎町大字赤崎一九二〇一七四	タ
医療法人社団赤崎内科外科クリニック	東伯郡赤崎町大字赤崎一八四八	タ
森脇耳鼻咽喉科医院分院	倉吉市新町三丁目二二二八九	タ
中本歯科医院	鳥取市茶町三一〇	タ
医療法人上田歯科医院	鳥取市西町一丁目四五四	タ
谷口歯科医院	境港市外江町一〇六一	タ
小徳歯科医院	八頭郡河原町大字河原五四一七	タ
田本歯科医院	日野郡溝口町溝口二二二二一	タ
田口IVFレディースクリニック	米子市富益町二二六五一一	タ
久野内科医院	平成十一年九月二二日	タ

平成11年9月17日 金曜日

鳥 取 県 公 報

松岡医院	鳥取市行徳二丁目1011	平成十一年九月十一日	米子市熊党九九	平成十一年九月十一日	父	母	級別	飼養者の所在地 及び名前
恵歯科医院								
有限会社大村薬局	鳥取市片原三丁目101	平成十一年九月一日						
有限会社岡本薬局	鳥取市立川町六丁目11四八	〃						
有限会社渡部薬局	米子市四日市町八七	〃						
小林薬局	倉吉市明治町一〇三三一六	〃						
有限会社ホシ薬局	倉吉市大正町一〇七九	〃						
中原薬局	気高郡青谷町大字青谷三八五七	〃						
有限会社徳吉薬局鹿野店	氣高郡鹿野町大字今市六三五一	〃						
有限会社御船薬局	東伯郡三朝町大字三朝八八八	〃						
フォルテシキ	米子市西福原一六五四一一	平成十一年九月一日						

鳥取県告示第五百九十七号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第一百九号）第四条第一項第一号の種畜證明書を次のとおり交付したので、同法第八条第二項の規定により告示する。

平成十一年九月十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

種畜證明書番号	名前	品種	生年月日	産地	血統	統系	級別	飼養者の所在地 及び名前
平11 鳥取県臨 第1号	OR387	L265	平成10年3月5日	岩手県	273ABB	914AOZ	級外	西伯郡西伯町大字下中谷 有限会社山水園
平11 鳥取県臨 第2号	OR388	〃	平成10年3月5日	〃	273ABB	065ANZ	級外	〃
平11 鳥取県臨 第3号	OR455	1075	平成10年3月21日	〃	145MWA	186ANW	級外	〃
平11 鳥取県臨 第4号	OR445	L265	平成10年3月25日	〃	273ABB	325AOZ	級外	〃
平11 鳥取県臨 第5号	OR444	〃	平成10年3月26日	〃	273ABB	570ANZ	級外	〃
平11 鳥取県臨 第6号	OR475	1075	平成10年4月9日	〃	156MWE	197COW	級外	〃
平11 鳥取県臨 第7号	OR507	〃	平成10年4月9日	〃	156MWE	197COW	級外	〃
平11 鳥取県臨 第8号	OR506	〃	平成10年4月9日	〃	156MWE	197COW	級外	〃
平11 鳥取県臨 第9号	B4	L265	平成10年8月20日	〃	271CAB	193ANZ	級外	〃
平11 鳥取県臨 第10号	B8	〃	平成10年8月20日	〃	263ACB	894APZ	級外	〃
平11 鳥取県臨 第11号	B68	〃	平成10年9月11日	〃	271CAB	229APZ	級外	〃
平11 鳥取県臨 第12号	B69	〃	平成10年9月11日	〃	271CAB	067ANZ	級外	〃
平11 鳥取県臨 第13号	B66	〃	平成10年9月12日	〃	263ACB	103APZ	級外	〃
平11 鳥取県臨 第14号	B67	〃	平成10年9月12日	〃	263ACB	103CPZ	級外	〃
平11 鳥取県臨 第15号	B135	〃	平成10年10月15日	〃	263ACB	104APZ	級外	〃
平11 鳥取県臨 第16号	B136	〃	平成10年10月16日	〃	263ACB	555ANZ	級外	〃

鳥取県公報

第7114号

3 平成11年9月17日 金曜日

鳥取県告示第五百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり岩井地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十一年九月十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理事	大森 博	岩美郡岩美町大字馬場一三三
ク	田中利巳	岩美郡岩美町大字白地三一二
ク	山口哲	岩美郡岩美町大字真名八三一一
ク	中村勲	岩美郡岩美町大字長谷八〇九
ク	土橋輝美	岩美郡岩美町大字岩井四九三一
ク	高見穆男	岩美郡岩美町大字岩井六〇八
ク	難波昭雄	岩美郡岩美町大字真名七一
ク	篠原孝雄	岩美郡岩美町大字長谷七〇四一三
ク	賀山勲	岩美郡岩美町大字白地三一六
ク	川本貞己	岩美郡岩美町大字相山二〇
ク	谷口博義	岩美郡岩美町大字相山三七
ク	橋本勝友	岩美郡岩美町大字馬場一二二
ク	小椋幹雄	岩美郡岩美町大字白地五五五一一
ク	井上宏	岩美郡岩美町大字長谷七五三
ク	岩美郡岩美町大字岩井六〇八	岩美郡岩美町大字岩井六三七
ク	岩美郡岩美町大字長谷七五八	岩美郡岩美町大字白地三一六
ク	岩美郡岩美町大字白地五五五一一	岩美郡岩美町大字相山三九
ク	岩美郡岩美町大字馬場一二二	岩美郡岩美町大字岩井六三七
ク	岩美郡岩美町大字白地五五五一一	岩美郡岩美町大字岩井六三七

平成十一年三月二十八日退任

就任した役員の氏名及び住所

岩美郡岩美町大字馬場一二三

田中利巳 岩美郡岩美町大字白地三二二

山口哲 岩美郡岩美町大字真名八三一一

中村勲 岩美郡岩美町大字長谷八〇九

土橋輝美 岩美郡岩美町大字岩井四九三一

高見穆男 岩美郡岩美町大字岩井六〇八

難波昭雄 岩美郡岩美町大字真名七一

篠原孝雄 岩美郡岩美町大字長谷七〇四一三

賀山勲 岩美郡岩美町大字白地三一六

川本貞己 岩美郡岩美町大字相山二〇

谷口博義 岩美郡岩美町大字相山三七

橋本勝友 岩美郡岩美町大字馬場一二二

小椋幹雄 岩美郡岩美町大字白地五五五一一

井上宏 岩美郡岩美町大字長谷七五三

岩美郡岩美町大字岩井六三七

平成十一年三月二十九日就任 任期四年

鳥取県告示第五百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり小田川土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十一年九月十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理事	竹内肇	岩美郡岩美町大字岩常五三六
ク	日下部武志	岩美郡岩美町大字太田一二七

就任した役員の氏名及び住所

監事	橋本淳	岩美郡岩美町大字院内二四九
	福美博至	岩美郡岩美町大字太田一七九
	山本頼藏	岩美郡岩美町大字院内四一
	平楠田	岩美郡岩美町大字太田一七九
	吉田政弘	岩美郡岩美町大字本庄五〇三
	松浦鐵雄	岩美郡岩美町大字太田一七八
	橋本昭徳	岩美郡岩美町大字本庄四八二
	福田康敬	岩美郡岩美町大字河崎三九
	福出井	岩美郡岩美町大字河崎三三
	田淵幸	岩美郡岩美町大字河崎三九
	田口武	岩美郡岩美町大字河崎三九
	田中本	岩美郡岩美町大字河崎三九
	岸武政	岩美郡岩美町大字河崎三九
	田德清	岩美郡岩美町大字河崎三九
	田勇政	岩美郡岩美町大字河崎三九
	田志文	岩美郡岩美町大字河崎三九
	鈴木竹	岩美郡岩美町大字河崎三九
	谷志雄	岩美郡岩美町大字河崎三九
	木英	岩美郡岩美町大字河崎三九
	木淑	岩美郡岩美町大字河崎三九
	木明	岩美郡岩美町大字河崎三九
	木玄	岩美郡岩美町大字河崎三九
	行	岩美郡岩美町大字長郷一四九
平成十一年三月二十四日退任		

就任した役員の氏名及び住所

監事	理事	竹内肇	岩美郡岩美町大字岩常五三六
	日下部武志	岩美郡岩美町大字太田一二七	
	橋本淳	岩美郡岩美町大字院内二四九	
	福美博至	岩美郡岩美町大字太田一七九	
	山本頼藏	岩美郡岩美町大字院内四一	
	平楠田	岩美郡岩美町大字太田一七九	
	吉田政弘	岩美郡岩美町大字本庄五〇三	
	松浦鐵雄	岩美郡岩美町大字太田一七八	
	橋本昭徳	岩美郡岩美町大字本庄四八二	
	福田康敬	岩美郡岩美町大字河崎三九	
	福出井	岩美郡岩美町大字河崎三三	
	田淵幸	岩美郡岩美町大字河崎三九	
	田口武	岩美郡岩美町大字河崎三九	
	田中本	岩美郡岩美町大字河崎三九	
	岸武政	岩美郡岩美町大字河崎三九	
	田德清	岩美郡岩美町大字河崎三九	
	田勇政	岩美郡岩美町大字河崎三九	
	田志文	岩美郡岩美町大字河崎三九	
	鈴木竹	岩美郡岩美町大字河崎三九	
	谷志雄	岩美郡岩美町大字河崎三九	
	木英	岩美郡岩美町大字河崎三九	
	木淑	岩美郡岩美町大字河崎三九	
	木明	岩美郡岩美町大字河崎三九	
	木玄	岩美郡岩美町大字河崎三九	
	行	岩美郡岩美町大字長郷一四九	
平成十一年三月二十五日就任	任期四年		

鳥取県告示第六百号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり小田南部土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十一年九月十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事	太 田 政 美	岩美郡岩美町大字延興寺一〇四
ク	亀 井 晴 美	岩美郡岩美町大字黒谷二九一三
ク	米 山 登	岩美郡岩美町大字外邑二八一
ク	瀧 山 敏 春	岩美郡岩美町大字小田一八〇一一
ク	太 田 弘 道	岩美郡岩美町大字延興寺一一六
ク	高 淵 稔	岩美郡岩美町大字小田一九九
ク	瀧 山 昌 男	岩美郡岩美町大字小田一八八
ク	丸 山 一 司	岩美郡岩美町大字小田一八六
ク	米 山 薫	岩美郡岩美町大字外邑七八
ク	岩 美 郡 岩 美 町 大 字 外 邑 二 八 ○	岩美郡岩美町大字外邑二八〇
ク	岩 美 郡 岩 美 町 大 字 延 興 寺 八 八	岩美郡岩美町大字延興寺八八
ク	岩 美 郡 岩 美 町 大 字 延 興 寺 三 四 五	岩美郡岩美町大字延興寺三四五
ク	岩 美 郡 岩 美 町 大 字 池 谷 三 四 九	岩美郡岩美町大字池谷三四九
ク	岩 美 郡 岩 美 町 大 字 黑 谷 二 九 四	岩美郡岩美町大字黑谷二九四
ク	岩 美 郡 岩 美 町 大 字 黑 谷 二 三 一 一	岩美郡岩美町大字黑谷二三一一
ク	岩 美 郡 岩 美 町 大 字 黑 谷 八 四	岩美郡岩美町大字黑谷八四
ク	岩 美 郡 岩 美 町 大 字 黑 谷 五 八 一 六	岩美郡岩美町大字黑谷五八一六

平成十一年三月三十日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	太 田 政 美	岩美郡岩美町大字延興寺一〇四
ク	米 山 登	岩美郡岩美町大字外邑二八一
ク	瀧 山 敏 春	岩美郡岩美町大字小田一八〇一一
ク	太 田 弘 道	岩美郡岩美町大字延興寺一一六
ク	高 淵 稔	岩美郡岩美町大字小田一九九
ク	瀧 山 昌 男	岩美郡岩美町大字小田一八八
ク	丸 山 一 司	岩美郡岩美町大字小田一八六
ク	米 山 薫	岩美郡岩美町大字外邑七八
ク	岩 美 郡 岩 美 町 大 字 外 邑 二 八 ○	岩美郡岩美町大字外邑二八〇
ク	岩 美 郡 岩 美 町 大 字 延 興 寺 八 八	岩美郡岩美町大字延興寺八八
ク	岩 美 郡 岩 美 町 大 字 延 興 寺 三 四 五	岩美郡岩美町大字延興寺三四五
ク	岩 美 郡 岩 美 町 大 字 池 谷 三 四 九	岩美郡岩美町大字池谷三四九
ク	岩 美 郡 岩 美 町 大 字 黑 谷 二 九 四	岩美郡岩美町大字黑谷二九四
ク	岩 美 郡 岩 美 町 大 字 黑 谷 二 三 一 一	岩美郡岩美町大字黑谷二三一一
ク	岩 美 郡 岩 美 町 大 字 黑 谷 八 四	岩美郡岩美町大字黑谷八四
ク	岩 美 郡 岩 美 町 大 字 黑 谷 五 八 一 六	岩美郡岩美町大字黑谷五八一六

山 本 勝 美 岩美郡岩美町大字院内二六一
神 谷 彰 岩美郡岩美町大字院内二三五
上 山 豊 岩美郡岩美町大字長郷一四七
田 中 重 德 岩美郡岩美町大字池谷六三
飯 野 隆 岩美郡岩美町大字黒谷一〇三
谷 垣 敏 雄 岩美郡岩美町大字外邑三五二一一

鳥取県告示第六百三号

ク 山本勝美 岩美郡岩美町大字院内二六一
 ク 神谷彰 岩美郡岩美町大字院内二三五
 ク 上山英行 岩美郡岩美町大字長郷一四九
 ク 田中重徳 岩美郡岩美町大字池谷六三
 ク 飯野隆 岩美郡岩美町大字黒谷一〇三
 ク 谷垣敏雄 岩美郡岩美町大字外邑三五二一一

平成十一年三月三十一日就任 任期四年

鳥取県知事 片 山 善 博

平成十一年九月十七日

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡若桜町大字屋堂羅字式間谷一二〇一の八〇

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をできる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、大山土地改良区が行う土地改良事業（基盤整備促進事業赤松地区農業用排水）に係る土地改良事業計画の変更を平成十一年九月十日認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成十一年九月十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県知事 片 山 善 博

平成十一年九月十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十一年九月十七日

鳥取県告示第六百四号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

7 平成11年9月17日 金曜日

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町大字福原字才ノ元上へ三九一の一、三九一、字下田上三九三の一、三九三の二、九九四の一、九九五の一、九九六の一、九九七の一、東山町二二〇、二〇の一、一二〇の一、一二〇の二、車尾字バンコウ山七七〇、字影岩東山六二四の一(次の図に示す部分に限る)、観音寺字岩崎ノ二 六九四の四

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百五号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十一年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十一年九月十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 保安林予定森林の所在場所

米子市長砂町二〇の八、二〇の一〇(次の図に示す部分に限る)、一五五の一、一五六の一、一五七の一、三一一の一、三一二の二、三二九から三三一まで、三三一の一、三三二、三三三、三三五、三三七から三四八まで、三五〇、三五一、九八一、九八二、九八三、九八四の二、九八五の一、九八九の一、九九〇の一、九九一の一、九九二の一、九九三の一、九九四の一、九九五の一、九九六の一、九九七の一、東山町二二〇、二〇の一、一二〇の一、一二〇の二、車尾字バンコウ山七七〇、字影岩東山六二四の一(次の図に示す部分に限る)、観音寺字岩崎ノ二 六九四の四

八三、九八四の一、九八五の一、九八九の一、九九〇の一、九九一の一、九九二の一、九九三の一、九九四の一、九九五の一、九九六の一、九九七の一、東山町二二〇、二〇の一、一二〇の一、一二〇の二、車尾字バンコウ山七七〇、字影岩東山六二四の一(次の図に示す部分に限る)、観音寺字岩崎ノ二 六九四の四

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百六号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十一年九月十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 保安林予定森林の所在場所

米子市長砂町二〇の八、二〇の一〇(次の図に示す部分に限る)、一五五の一、一五六の一、一五七の一、三一一の一、三一二の二、三二九から三三一まで、三三一の一、三三二、三三三、三三五、三三七から三四八まで、三五〇、三五一、九八一、九八二、九八三、九八四の二、九八五の一、九八九の一、九九〇の一、九九一の一、九九二の一、九九三の一、九九四の一、九九五の一、九九六の一、九九七の一、東山町二二〇、二〇の一、一二〇の一、一二〇の二、車尾字バンコウ山七七〇、字影岩東山六二四の一(次の図に示す部分に限る)、観音寺字岩崎ノ二 六九四の四

鳥取県公報

で、三三一の一、三三二、三三三、三三五、三三七から三四八まで、三五〇、三五一、九八一、九八三、九八四の一、九八五の一、九八九の一、九九〇の一、九九一の一、九九二の一、九九三の一、九九四の一、九九五の一、九九六の一、九九七の一、東山町一一〇、一二〇の一、一二〇の一、車尾字清水ノ上七六九、字バンコウ山七七〇、字影岩東山六二四の一（次の図に示す部分に限る）、陽田町九八の一、九九、觀音寺字岩崎ノ二、六九四の四

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百八号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、鳥取市長からつぎのとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

平成十一年九月十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第六百七号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十一年九月十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

米子市富益町字新開武二二の二四（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

道路用地とするため

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取県知事 片 山 善 博

一 作業種類 公共測量（鳥取市都市計画図等作成）
二 作業期間 平成十一年九月二十三日から平成十三年一月三十一日まで
三 作業地域 鳥取市行政区域全域

鳥取県告示第六百九号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、気高町長からつぎのとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

平成十一年九月十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

頁 段 行	正	誤
四 上 後ろから三	「一・二〇パーセント」	「一・二パーセント」
ク ク 後ろから一	「一・〇〇パーセント」	「一・〇パーセント」
ク ク 後ろから二及び一	「〇・九〇パーセント」	「〇・九パーセント」
ク ク 後ろから一	「〇・七〇パーセント」	「〇・七パーセント」

平成十一年八月三日付鳥取県告示第五百五号（漁業近代化資金の利子補給率の一部改正について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

年〇・九五パーセント	年〇・一五パーセント
年〇・九五パーセント	年〇・一五パーセント

行 段 下
十六から二十まで

平成十一年八月三日付鳥取県告示第五百三号（中山間地域活性化資金の利子補給率等の一部改正について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

タ タ タ タ タ タ タ タ タ 下
タ タ タ タ タ タ タ タ タ 二
八 タ タ タ タ タ タ タ タ タ 三
七 タ タ タ タ タ タ タ タ タ 四
六 タ タ タ タ タ タ タ タ タ 五
五 タ タ タ タ タ タ タ タ タ 三
四 タ タ タ タ タ タ タ タ タ 一
三 タ タ タ タ タ タ タ タ タ 一
二 タ タ タ タ タ タ タ タ タ 一
一 タ タ タ タ タ タ タ タ タ 一
「一・二〇パーセント」
「一・〇〇パーセント」
「〇・四〇パーセント」
「一・二〇パーセント」
「一・〇〇パーセント」
「一・二〇パーセント」
「一・二〇パーセント」
「一・四〇パーセント」
「一・二〇パーセント」
「一・〇〇パーセント」
「一・二〇パーセント」
「一・二〇パーセント」
「一・四〇パーセント」
「〇・四〇パーセント」
「一・二パーセント」
「一・〇パーセント」
「一・二パーセント」
「一・四パーセント」
「〇・四パーセント」
「一・二パーセント」
「一・〇パーセント」
「一・四パーセント」
「〇・四パーセント」